

市町村名	項目	事業名等	対象者・内容等
鹿屋市	住宅	空き家バンク制度(関連補助制度)	<p>★ 鹿屋市空き家バンクにより、市外からの移住希望者に対して空き家情報を提供します。また、空き家バンクに登録された物件を改修する場合などに、その費用を助成します。</p> <p>①家具等処分支援補助 ・空き家バンクへの物件登録推進を図るため、登録にあたっての障害となる空き家内の家財道具等の処理費用について助成します。 (補助率2/3 補助限度額5万円)</p> <p>②改修費補助 ・空き家バンク登録物件について、賃貸借契約が成立し当該物件を改修する場合、改修費用について助成します。 (補助率1/2 補助限度額50万円)</p> <p>③家賃補助 ・空き家バンク登録物件について、賃借した方が40歳未満であり、起業・就業・就農のために転入する場合、月額家賃について助成します。 (補助率1/2 補助限度額月額2万円 24ヶ月が限度)</p> <p>④車両燃料費等補助 ・空き家バンク登録物件について、賃借した方が40歳未満であり、起業・就業・就農のために転入し、車を利用する場合、車両燃料費、車両リース代等について助成します。 (補助率2/3 補助限度額月額1万円 24ヶ月が限度)</p>
鹿屋市	住宅	かのや暮らし就業活動等助成金	<p>★ 鹿屋市への移住を目的として住居又は仕事を探す活動を行う方に対して、助成金を交付します。</p> <p>○対象者基準 ・鹿屋市が指定する居住体験住宅に滞在し、本市への移住を目的として以下の活動を行う方 ①市内で住居又は仕事を探す活動 ②市内の地域情報を収集する活動</p> <p>○助成額等 ・居住体験住宅利用料→1人当たり1泊1,000円とし、10泊分を限度とする。 ・レンタカー賃借料→賃借料の2分の1以内とし、25,000円を限度とする。</p>
鹿屋市	住宅	西原地区定住促進住宅用地分譲事業	<p>★ 鹿屋市吾平地域の振興と活性化を図るため、市有地(吾平町西原地区の宅地)の分譲を実施</p> <p>○対象者基準 ・入居時には鹿屋市に住所登録をし、吾平地域に永住見込みの方 ・譲渡代金(頭金10%、残金90%)が期日までに支払い可能な方 ・譲渡契約時の年齢が満20歳以上の方 ・市税等の滞納のない方</p>
鹿屋市	住宅	定住促進住宅用地貸付け及び分譲事業	<p>★ 鹿屋市への定住化促進を図り、地域の活性化を推進するため、定住促進住宅用地の貸付け及び分譲を行います。</p> <p>○対象者基準 ・市外から転入し、定住促進住宅用地に永住しようとする方で、住所を移すことができる方 ・市内に居住する方で、定住促進住宅用地に永住しようとする方 ・年間所得が120万円以上ある方 ・年齢が18歳以上60歳未満である方 ・家族構成が本人を含め2人以上である方(6ヶ月以内に婚姻予定の方を含みます) ・貸付け及び分譲決定後、2年以内に居住用の住宅建築に着手することが確約できる方</p>
鹿屋市	住宅	小型浄化槽設置整備事業補助金	<p>★ 住宅に小型浄化槽を設置する方に補助金を交付します。 ※ 公共下水道事業計画区域及び農業集落排水整備事業実施区域は対象外です。</p>